

第5期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

株式会社JDSC

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

		第1回新株予約権
決議年月日		2019年2月18日
新株予約権の数(個)		1,444 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)		普通株式 1,010,800 (注) 1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)		72 (注) 2、7
新株予約権の行使期間		自 2019年2月20日 至 2029年2月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 72 資本組入額 36 (注) 7
新株予約権の行使の条件		(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権の譲渡については、当社株主総会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注) 5
役員の保有状況	新株予約権の数	220個
	目的となる株式数	154,000株
	保有人数	取締役(社外取締役を除く) 2名

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 2. において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、2. において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、2. において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が2. において定められた行使価額を下回ったとき。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社代表取締役が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定）がなされた場合は、当社は、当社代表取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
上記4. に準じて決定する。
 - ⑨ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社の代表取締役社長である加藤聡志は、当社の現在及び将来の当社及び当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者（以下、「受益候補者」という。）に対するインセンティブプランとして、2019年2月18日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年2月19日付で税理士金井正義を受託者として「時価発行新株予約権信託®」（以下、「本信託（第1回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2019年2月20日に第1回新株予約権（2019年2月18日開催臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（新株予約権）は、受益候補者に対して、将来の功績に応じて、税理士金井正義に付与した第1回新株予約権1,444個（当事業年度の末日現在は1個当たり700株相当）を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブプランと異なり、受益候補者に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された受益候補者に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第1回新株予約権）はA01及びA02の2つの契約により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。なお、2022年12月20日付で当社の役職員等に対して1,444個のうち1,083個が交付されております。

名称	時価発行新株予約権信託®
委託者	加藤 聡志
受託者	金井 正義
受益者	受益候補者の中から、本信託（第1回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき、当社が受益者として指定した者を受益者とします。
信託契約日 (信託期間開始日)	2019年2月19日
信託の種類と新株予約権数	A01：1,083個 A02：361個
交付日	A01：当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場した日から一年が経過した日 A02：当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場した日から三年が経過した日
信託の目的	A01：第1回新株予約権1,083個 A02：第1回新株予約権361個

7. 2021年8月19日開催の取締役会決議により、2021年9月29日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 個人情報については、法令及び「個人情報保護管理規程」に基づき、厳重に管理します。また、管理に必要なセキュリティインフラの整備も行います。個人情報以外の情報についても、その内容に応じて個人情報と同等に取扱い、必要な管理体制を確立しています。
- ロ. 文書については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理します。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社では損失の危険に関して、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、当社の事業運営に支障となるリスクやコンプライアンス上の課題を管理・評価する体制としております。
- ロ. 「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点における重要な事項について審議を行い、必要に応じてその結果を取締役に報告する体制としております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- イ. 取締役会は原則として月1回開催するほか、迅速な意思決定を必要とする場合においては臨時取締役会を開催しています。
- ロ. 「取締役会規程」「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。
- ハ. 執行役員を配置し、意思決定に必要な情報を効率的に収集できる体制としております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令、定款、社内規程の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び従業員に対して必要な啓蒙活動、教育活動を推進します。
- ロ. 「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務執行に関する社内規程を整備し、取締役及び従業員は定められた社内規程に沿って職務執行にあたります。
- ハ. 内部監査担当を配置し、「内部監査規程」に基づき業務運営、財産管理、法令・社内規程の遵守状況に関する監査を実施します。また、その結果を代表取締役に報告し、監査役にも共有します。
- ニ. 内部通報制度に関して「内部通報規程」を定め、通報窓口を設けています。法令及びその他コンプライアンス違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても金銭その他経済的利益を提供しないことを方針としており、「反社会的勢力対策規程」を定め不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役または監査役として当社役職員を派遣して子会社の業務執行状況を管理・監督するとともに、子会社の取締役及び使用人は必要に応じて当社の重要会議に出席して事業進捗状況や重要事項について定期的に報告を行います。当社グループ全体として重要な事項については、当社の取締役会での事前審議または報告を行います。
- ロ. 子会社の事業内容や規模等に応じて、当社の社内規定に準じた社内規定を制定し、子会社の損失危険管理体制、子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制、子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款の順守体制を整備します。
- ハ. 内部監査実施者は、必要に応じて「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役へ報告します。
- ニ. 監査役会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告または説明を受け、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め、または子会社の業務及び財産の状況を調査します。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、当社は監査役の補助者を従業員の中から選び、配置することができることとします。
- ⑦ 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の補助者に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の許可を得ることとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は取締役会に出席し、また経営会議等の重要な会議に出席できるものとします。
ロ. 監査役会において、内部監査担当から内部監査結果などの情報交換を行うものとします。
ハ. 「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。また、監査役への報告についても、同様の取扱いとします。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用を、当社に請求することができるものとしています。また、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに会社が支払うものとします。
- ⑩ その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めています。
ロ. 内部監査担当及び監査法人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図ります。
ハ. 稟議書等の社内の重要な文書を閲覧する権限を有し、必要に応じて取締役または従業員から説明を求めるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、2021年3月にプライバシーマーク、2023年5月にISMS認証を取得し、管理体制の更なる向上に努めております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、四半期ごとにコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、コンプライアンス体制の更なる向上や、ビジネスリスクの洗い出しとその対応に努めております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、当社では法令、定款、社内規程を遵守し職務執行を行っておりますが、さらにこれらが遵守されているかを法務や経理といった間接部門が日々確認し、加えて内部監査が定期的に監査を実施することで、より強固な体制となるよう努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますので、将来的には、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主の皆様への利益配当を検討していく方針ではありますが、配当の実施の可能性及びその実現時期等については、未定であります。なお、内部留保資金については、長期的かつ安定した成長発展のための事業展開・設備投資・研究開発等に活用していく予定であります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月 1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100,000	3,637,065	△149,875	—	3,587,190
当連結会計年度変動額					
新株の発行	15,831	15,831			31,662
親会社株主に帰属する当期純利益			1,292		1,292
自己株式の取得				△60,465	△60,465
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	15,831	15,831	1,292	△60,465	△27,510
当連結会計年度末残高	115,831	3,652,896	△148,582	△60,465	3,559,679

	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	562	—	3,587,752
当連結会計年度変動額			
新株の発行			31,662
親会社株主に帰属する当期純利益			1,292
自己株式の取得			△60,465
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	454	59,013	59,467
当連結会計年度変動額合計	454	59,013	31,956
当連結会計年度末残高	1,016	59,013	3,619,709

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ファイナンス・プロデュース
当連結会計年度より、株式会社ファイナンス・プロデュースの49%の株式を取得し、当社が指名した取締役2名が選任され取締役の過半数を占めたため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
1社
- ・主要な会社等の名称 seawise株式会社
当連結会計年度より、新たに設立したseawise株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～30年
工具、器具及び備品	4年～8年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. AIソリューション事業

当社グループのAIソリューション事業は主として、共同研究開発や初期導入フェーズにおける課題特定や全社戦略策定の支援、PoCの実施、AIアルゴリズムの構築及びシステム実装等の準委任型の役務提供を通じたフロー型（非継続）の収益と、サービス利用料やコンソーシアム会費等のストック型（継続）の収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号。以下、「収益認識基準」）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、フロー型（非継続）の収益は、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。ストック型（継続）は主として一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

ロ. フィナンシャル・アドバイザー事業

当社グループのフィナンシャル・アドバイザー事業の収益は、主として企業買収や資金調達などのファイナンス領域に関するアドバイザー業務であり、その収益は当該アドバイザー業務に係る固定報酬であるリテナーフィーと成功報酬から構成されております。

リテナーフィーについては、顧客にファイナンス領域に関する専門的な助言を受けられる環境を提供する義務を負っております。サービス提供期間にわたって履行義務が充足するにつれて、一定の期間で収益を認識しております。

成功報酬については、契約書に定められた、顧客の資金調達の実行や合併・買収を含む資本提携等までのサービス提供を行う義務を負っております。顧客の資金調達の実行や合併・買収を含む資本提携等の実行が確実であると客観的に判断できる時点で、収益を認識しております。

- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
7年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 164,397千円

- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんは、2022年12月に株式会社ファイナンス・プロデュースを連結子会社化した際に発生したものであり、取得時点での対象会社の将来の事業計画等に基づいて超過収益力を検討し、計上しております。

のれんについては、グループ会社における継続した営業損失の発生、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等の有無をもとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を認識した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判断しております。減損損失の認識が必要と判断された場合、当該のれんを、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されておりません。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、グループ会社の事業計画や経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	54,673千円
--------	----------

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、会社の成長における将来的な社員数増加に対応するため、2022年11月に本社オフィスを移転いたしました。これに伴い、従来の本社オフィスに係る不動産賃貸借契約を早期に解約すべく交渉を進めた結果、2023年1月31日付で従来の本社オフィスに係る不動産賃貸借契約を解約することを合意いたしました。

当該合意及び退去時の原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、2022年11月に従来の本社オフィスの原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行い、当該見積りの変更による減少額5,199千円を資産除去債務残高から減算しております。また、移転後利用見込みのない固定資産については、合意解約日までの期間で減価償却が完了するよう将来にわたり耐用年数を変更しております。

この見積りの変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,200千円減少しております。

なお、2023年1月に従来の本社オフィスに係る原状回復義務を履行しており、退去は完了しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の残高	600,000千円
借入実行残高	—
差引額	600,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	13,242,900株
------	-------------

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	81,500株
------	---------

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	657,300株
------	----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び設備投資資金については、自己資金及び銀行借入による方針であります。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、主にオフィスの賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、持分法適用会社の株式や投資事業組合への出資であり、投資先の事業リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等はそのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額設定や与信限度額の定期的な見直しを行い、月単位で回収期日や残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。

ロ. 流動性リスク（支払期限に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社経理部門が月次単位での支払い予定を把握するとともに、手許流動性を維持すること等により、管理しております。

ハ. 事業リスク（投資先の事業に係るリスク）の管理

定期的に持分法適用会社や投資事業組合の財政状態を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 及 び 保 証 金	66,515千円	60,436千円	△6,078千円

(注) 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度
投資事業有限責任組合への出資金	124,338千円
非上場株式	286,712千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
敷 金 及 び 保 証 金	－千円	60,436千円	－千円	60,436千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 270円46銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 9銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年8月17日開催の取締役会において、以下のとおり、メールカスタマーセンター株式会社(以下「メールカスタマーセンター」といいます)の第三者割当増資の引き受け及び連結子会社化について決議し、同日付で最終契約書を締結しました。なお、取引実行日は2023年10月2日を予定しております。

(1) 企業結合の概要

① 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「AIでデータの真価を解き放ち産業の常識を塗り替える」というビジョンを実現すべく、データサイエンスや機械学習、AIといった最先端の技術を社会に実装することを目指しています。

当社のAIソリューション事業においては、各産業を代表する大手企業とのパートナーシップを活用し、AI・データサイエンスを用いた定量的な利益やキャッシュフローの改善にこだわり、多数の成果を創出してまいりました。特に、当社は予めからオフラインマーケティング領域でダイレクトメール(以下「DM」といいます)発送に関連する分野で、「response insight」というDM発送業務の最適化をAIで支援するソリューションを展開しており、複数の大手企業の顧客に対してAIによる定量的な価値貢献を行ってまいりました。

メールカスタマーセンターは、DM発送代行業務の業界における長年の実績と信頼を築いており、700社超の顧客基盤を有しております。そうした企業体としての信用・ブランドや、業界でも大手と位置付けられるポジショニングと事業展開上の大きなアドバンテージを活用し、年間約3億通のDMを取り扱うことで膨大なデータを保有しております。

当社は事業の非連続的な成長のための重要なアプローチとして、M&A等を活用することを選択しており、当社が保有するAIソリューションを通じて既に実績を有する領域を優先し機会を探索してまいりました。

メールカスタマーセンターを当社の子会社とすることは、当社にとって以下の意義があると考えております。

1. AIソリューションプロバイダーから、AI×事業変革への挑戦

当社は創業から5年強で、AIソリューションプロバイダーとして、アルゴリズム開発や社会実装の実績を蓄積してまいりました。また、東京大学の複数の研究室と連携し、技術を社会実装可能な形へ革新する取り組みを多数公表しております。

AI/DXで価値向上をもたらした実績を有する事業領域を見定めた上で、自ら事業に進出しAI/DXで変革をもたらすことで、当社グループのミッションであるUPGRADE JAPANを加速させていきたいと考えております。

2. マーケティングを活用した変革とアップグレードへの布石

当社がDXやAI、データ活用といった取り組みを大手企業と進める中で、マーケティング領域に係るプロジェクトも多数発生しており、マーケティングを活用した事業変革という領域には大きなポテンシャルがあると認識しております。

メールカスタマーセンターのオフラインマーケティング領域の事業基盤と、当社が有する経営課題に対するコンサルティング能力や問題解決能力を組み合わせることで、マーケティング領域の高付加価値サービス提供が可能となり、当社グループ全体の競争優位性が高まると見込んでおります。また、本件M&A取引によるDM領域での国内トップクラスの取扱量の獲得を起点とし、マーケティング支援の機能を強化・拡充してまいります。

3. 顧客基盤の獲得と連結業績への貢献

メールカスタマーセンターは直近期中で700社を超える顧客を有しており、本件M&A取引によって当社グループの顧客基盤が大幅に拡張されることとなります。当社のAIソリューション事業のサービスをメールカスタマーセンターの既存顧客に提供する等、グループ内でのクロスセルの機会を積極的に模索してまいります。

また、メールカスタマーセンターは過去3年間にわたって安定的な売上及び営業利益を創出しており、当社グループの連結業績への貢献が見込まれます。当社のAI/DXのノウハウ活用による更なる売上及び利益の向上を目指してまいります。

当社からは取締役及び監査役を派遣し、ガバナンスを確保すると同時に、当社グループ全体のシナジー創出及び企業価値の向上に貢献してまいります。

② 被取得企業の概要

名称	メールカスタマーセンター株式会社
事業内容	ダイレクトメールの企画、制作、発送代行等
企業規模 (2023年2月期)	
総資産	3,499,084千円
純資産	1,555,482千円
売上高	18,972,504千円
経常利益	244,110千円

(注) 上記数値はメールカスタマーセンター株式会社の2023年2月期の数値に基づいており、当社の会計監査人の監査証明を受けておりません。

③ 企業結合日

2023年10月2日 (株式取得日)

④ 企業結合の法的形式
第三者割当増資の引き受け

⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。

⑥ 取得する議決権比率
100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,217,500千円
取得原価		2,217,500千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等	8,100千円
--------------------	---------

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(6) 買収資金

自己資金（2023年6月末時点の連結現預金残高：3,146,414千円）及び銀行借入により充足する予定です。

11. その他の注記

(1) 資本金の額の減少（減資）の中止

当社は、2023年4月28日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少について決議し、会社法第449条に定める債権者保護手続を進めておりましたところ、同条で定められている手続のうち同条第2項の知れている債権者への個別催告を行っておらず、また、電子公告調査機関への調査依頼を行わなかったことから、同条第3項及び第939条第1項第3号の電子公告も履行できていない可能性がある旨の指摘を受けたため、関係者とも協議の上、債権者保護手続の有効性に関する評価及び証明方法について、検討してまいりました。しかしながら、資本金の額の減少に係る登記申請について、2023年7月28日に法務局の補正期限が到来し、当該登記申請が却下されることが確実となり、今後も、電子公告の履行を含む債権者保護手続を有効に行ったとの評価及びその証明はいずれも困難であるとの判断に至ったため、資本金の額の減少を中止することといたしました。

上記対応に伴い、当社の2023年6月期末における資本金は115,831千円となりました。

(2) 取得による企業結合

① 企業結合の概要

イ. 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ファイナンス・プロデュース
事業の内容	投資銀行事業（スタートアップ M&A、大型 IPO、カーブアウト等の助言） その他事業

ロ. 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「AIでデータの真価を解き放ち産業の常識を塗り替える」というビジョンを実現すべく、データサイエンスや機械学習、AIといった最先端の技術を社会に実装することを目指しております。

このたび、当社グループに参画する株式会社ファイナンス・プロデュース（以下「ファイナンス・プロデュース」という。）は、「社会を変える事業を創るためのファイナンスをプロデュースする」というミッションを掲げ、企業買収や資金調達などのファイナンス領域の知見を活用しスタートアップを支援することで社会変革をもたらすことを企図しています。

ファイナンス・プロデュースは、ファイナンス領域の高度・専門的な知見を用いて社会や産業の変革をもたらすことを目標に掲げる点で当社と価値観を共有しており、当社のAI・データサイエンスの知見をファイナンス事業に活かすことでグループ全体としての事業の優位性を高めていきます。

具体的には、ファイナンス・プロデュースのファイナンス関連案件において、AI導入、データサイエンス活用、DX推進などのニーズを持つ顧客を当社が獲得することや、当社が持つAI、データサイエンス案件に関連して生じる出資、買収、アライアンスなどのニーズをファイナンス・プロデュースが獲得

するといった双方の顧客を経由したクロスセル案件のシナジー創出を見込んでおります。また、スタートアップと大企業・ファンド間のM&Aや資本提携を促進するツールの開発・提供に、AI・データサイエンスの知見を活用する等、プロダクト領域におけるシナジーも見込んでおります。

ファイナンス・プロデュースを当社の子会社とすることは、日本の産業全体のUPGRADEを推進していくという当社グループのミッションに基づく施策であり、当該子会社化により、上述のAI関連事業の顧客開拓、アドバイザリー案件の組成を一層積極的に推進し、当該子会社でのAIを活用したツールの開発やプロフェッショナル人材の採用等の成長投資をより迅速かつ強力に実行することを可能とします。

当社からは取締役及び監査役を派遣し、ガバナンスを確保すると同時に、当該子会社の事業価値の向上に貢献してまいります。なお、当該子会社の事業の特性として、高い独立性が求められる点に鑑み、事業の独立性の確保や情報管理の徹底にも努めてまいります。

八. 企業結合日

2022年11月16日（支配獲得日）

2022年12月31日（みなし取得日）

二. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

ホ. 結合後企業の名称

変更はありません。

ヘ. 取得した議決権比率

49%

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したことによるものであります。

② 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2023年1月1日から2023年6月30日まで

③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		
取得の対価	現金	233,212千円
取得原価		233,212千円

④ 主要な取得関連費用の内容及び金額	
アドバイザーに対する報酬・手数料等	4,775千円

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ. 発生したのれん

177,043千円

ロ. 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

ハ. 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	2,176,652	1,460,412	3,637,065	△149,875	△149,875
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	15,831	15,831		15,831		
当 期 純 利 益					31,471	31,471
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	15,831	15,831	-	15,831	31,471	31,471
当 期 末 残 高	115,831	2,192,483	1,460,412	3,652,896	△118,404	△118,404

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	-	3,587,190	562	3,587,752
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		31,662		31,662
当 期 純 利 益		31,471		31,471
自 己 株 式 の 取 得	△60,465	△60,465		△60,465
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			454	454
当 期 変 動 額 合 計	△60,465	2,668	454	3,122
当 期 末 残 高	△60,465	3,589,858	1,016	3,590,874

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

- ② その他有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～30年
工具、器具及び備品	4年～8年

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

当事業年度における当社報酬制度の改定に伴い、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

当事業年度における当社報酬制度の改定に伴い、役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は主として、共同研究開発や初期導入フェーズにおける課題特定や全社戦略策定の支援、PoCの実施、AIアルゴリズムの構築及びシステム実装等の準委任型の役務提供を通じたフロー型（非継続）の収益と、サービス利用料やコンソーシアム会費等のストック型（継続）の収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号。以下、「収益認識基準」）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、フロー型（非継続）の収益は、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。ストック型（継続）は主として一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「長期前払費用」（当事業年度は、770千円）及び「預り金」（当事業年度は、6,569千円）は、表示方法の見直しを行った結果、当事業年度より、投資その他の資産及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(2) 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」及び「受取報奨金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「受取手数料」は195千円、「受取報奨金」は100千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	52,756千円
--------	----------

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	537,987千円
--------	-----------

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な論拠によって裏付けられている場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

当事業年度においては、関連会社株式について実質価額の著しい低下は生じておりません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

「連結注記表 4.会計上の見積りの変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

「連結注記表 5.連結貸借対照表に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	3,393千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
営業取引による取引高	24,000千円
売上高	24,000千円
営業取引以外の取引高	785千円
業務受託料	785千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数	
普通株式	81,500株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	6,179千円
賞与引当金	47,561千円
未払費用	4,758千円
貸倒引当金	5,818千円
未払事業税	11,971千円
その他	11,039千円
繰延税金資産小計	87,327千円
評価性引当額	△28,652千円
繰延税金資産合計	58,675千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5,873千円
その他	45千円
繰延税金負債合計	5,918千円
繰延税金資産の純額	52,756千円

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	272円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	2円42銭

12. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

「連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

13. その他の注記

(1) 資本金の額の減少（減資）の中止

「連結注記表 11.その他の注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 取得による企業結合

「連結注記表 11.その他の注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。